



ひとくらしみらいのために  
宮城労働局  
Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

報道関係者 各位

令和4年6月22日  
宮城労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 小熊 隆造  
賃金指導官 小嶋 秀樹  
電話 022(299)8841

### 宮城地方最低賃金審議会を開催します

宮城労働局長（小林 健）は6月29日、現行853円とされている宮城県最低賃金について、下記により第一回宮城地方最低賃金審議会を開催します。

第1回宮城地方最低賃金審議会では、宮城県最低賃金の改正について諮問を行う予定であり、諮問が行われますと、宮城地方最低賃金審議会は、最低賃金法の規定に基づき、宮城労働局が実施している「最低賃金に関する基礎調査」、今年度の春闘等の状況、経済情勢等の各種指標、中央最低賃金審議会から示される最低賃金額改定の目安額等を参考に調査審議を行い、後日、宮城労働局長に答申することになります。

#### 記

- 日時 令和4年6月29日（水）午後2時00分
- 場所 仙台第4合同庁舎2階共用会議室  
（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1）
- 議題 宮城県最低賃金の改正について（諮問）ほか
- その他

本審議会は公開することとしていますが、審議の進行の妨げになるおそれがありますので、頭撮り及び諮問文手交の様様についての撮影を除き、審議中の写真撮影等をご遠慮いただきます。

なお、詳細は別添をご覧ください。

## 最低賃金制度と地域別最低賃金改正の手順

### 1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金制度は、一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとされています。

### 2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業や職業の種類を問わず、原則として当該都道府県内の事業場で働くすべての労働者と労働者を1人でも使用するすべての使用者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、当該都道府県内の特定の産業について決定され当該産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用される「特定最低賃金」の2種類があります。

### 3 地域別最低賃金の決定方法と決定基準

最低賃金審議会の調査審議に基づき最低賃金を決定する「審議会方式」がとられており、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときに、公益、労働者及び使用者の各側を代表する同数の委員で構成する最低賃金審議会に調査審議を求め（諮問）、その意見（答申）を聴いて決定します。

地域別最低賃金は、最低賃金法第9条によって、

- ① 労働者の生計費
- ② 労働者の賃金
- ③ 通常の事業の賃金支払能力

の3要素を総合的に勘案して定めることとされており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

### 4 目安制度の概要

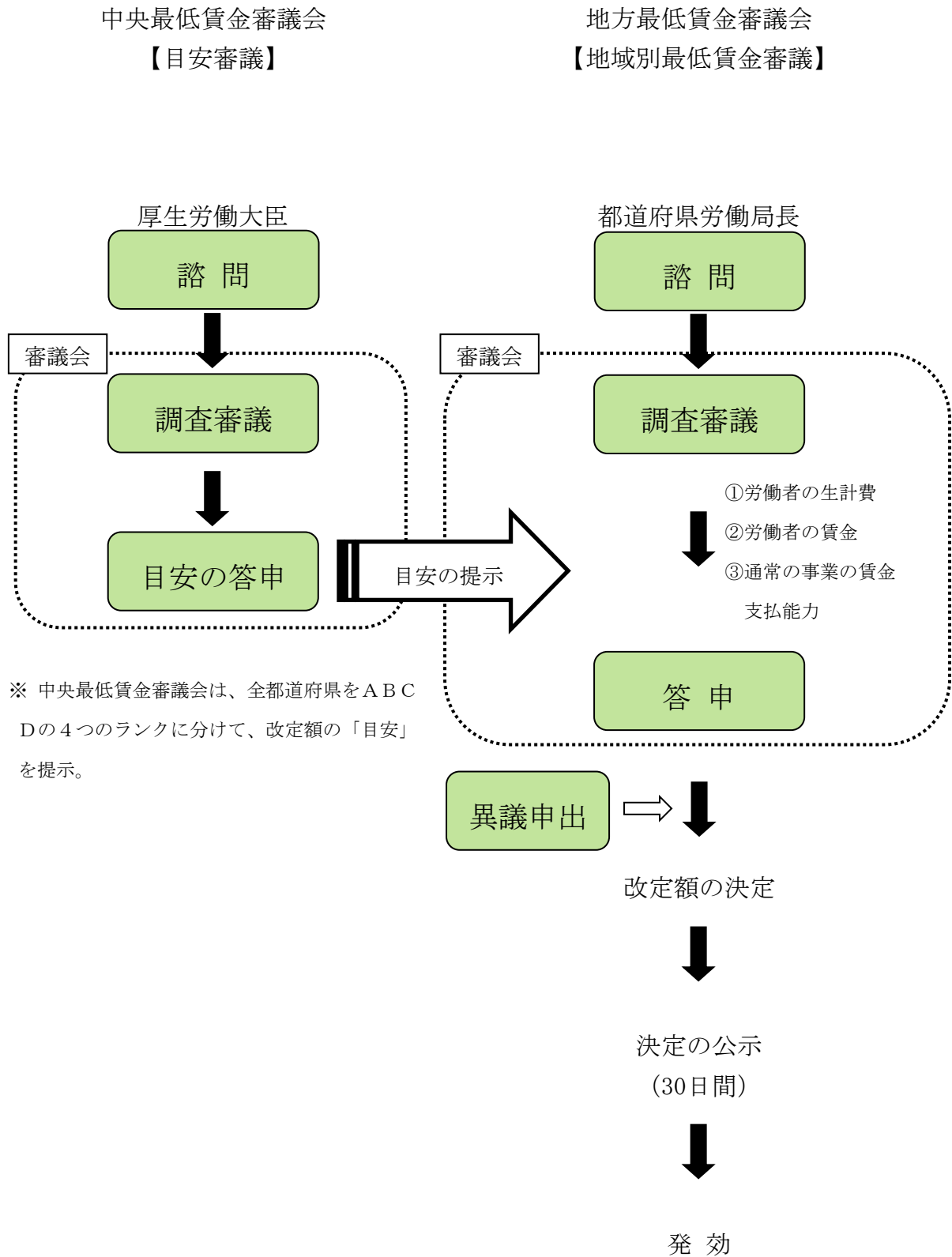
昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、47都道府県を4ランクに分け、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされています。

なお、地域別最低賃金額については、従来、日額・時間額併用方式となっていたことが、平成14年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても平成14年度以降時間額で示すこととなっています。

【参考】

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ



## 宮城県最低賃金の改定状況の推移

年度	時間額	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
平成19年	639	11	1.75	平成19年10月20日
平成20年	653	14	2.19	平成20年10月24日
平成21年	662	9	1.38	平成21年10月24日
平成22年	674	12	1.81	平成22年10月24日
平成23年	675	1	0.15	平成23年10月29日
平成24年	685	10	1.48	平成24年10月19日
平成25年	696	11	1.61	平成25年10月31日
平成26年	710	14	2.01	平成26年10月16日
平成27年	726	16	2.25	平成27年10月3日
平成28年	748	22	3.03	平成28年10月5日
平成29年	772	24	3.21	平成29年10月1日
平成30年	798	26	3.37	平成30年10月1日
令和元年	824	26	3.26	令和元年10月1日
令和2年	825	1	0.12	令和2年10月1日
令和3年	853	28	3.39	令和3年10月1日

令和4年度第1回宮城地方最低賃金審議会の開催について

令和4年6月9日

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は下記申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和4年6月29日(水)午後2時00分から
- 2 場所 仙台第4合同庁舎2階共用会議室(宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1)
- 3 議題 (1)宮城県最低賃金の改正決定の諮問について  
(2)宮城県最低賃金専門部会の設置及び廃止について  
(3)その他
- 4 傍聴者数 10名まで
- 5 申込要領
  - (1) 傍聴希望者は、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号(6月24日(金)午前9時から午前11時までに連絡できる番号)を御記入の上、ファックス又は葉書にて下記のあて先までお申し込みください。  
申込締切日は6月23日(木)(必着)です。  
郵便番号 983-8585(住所記載省略可)  
あて先 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎  
宮城労働局労働基準部 賃金室 あて  
問合せ先 電話番号 022-299-8841  
ファックス番号 022-295-3668
  - (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選させていただきます。傍聴の可否については、6月24日(金)午前9時から午前11時までの間に電話にて御連絡させていただきます。
  - (3) 審議会当日は、審議会開会予定の5分前(午後1時55分)までに、仙台第4合同庁舎2階にお出ください。なお、事前にお申し込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることが証明できるものを御持参ください。
  - (4) 傍聴される場合には、別紙「傍聴される皆様への留意事項」を厳守してください。なお、当該事項をお守りいただけない場合は、会長が退出を命じる場合があります。

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室は、やむを得ぬ場合を除き、慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、マスクの着用をお願いいたします。
- 12 その他、会長及び最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

以上